



2026 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ギ ー ク リ ー
代 表 者 名 代表取締役社長 奥 山 貴 広
(コード番号：505A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 浅 野 大 樹 人
(TEL. 03-6418-9113)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 22 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、2026 年 8 月 28 日開催予定の第 16 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行することで、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

(2) 移行の時期

2026 年 8 月 28 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 提案の理由

① 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。

② 継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

③ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2026 年 8 月 28 日

定款変更の効力発生予定日 2026 年 8 月 28 日

以上

(別紙)

定款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) 会計監査人 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略) (新設) (新設) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) 会計監査人 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は7名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 ②～③ (現行どおり) ④ <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (新設) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任の方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 ② 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 <u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第26条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第30条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	
第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知)	
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議の方法)	
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録)	
第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
(監査役会規程)	
第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等)	
第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除)	
第39条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 6 章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略) (報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第43条～第46条 (条文省略) 第 8 章 附則 第47条 (条文省略) (新設)	② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第 6 章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり) (報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第36条～第39条 (現行どおり) 第 8 章 附則 第40条 (現行どおり) <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除及び責任限定契約に関する経過措置)</u> 第41条 <u>第16回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する責任の免除及び第16回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>